

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

救急法訓練推進要綱の改正について(通達)

みだしのことについて、この度別添のとおり改正することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、救急法訓練推進要綱の改正について(平成24年3月29日付け群教第196号通達)は廃止する。

記

1 改正の趣旨

警察官の行う救急法訓練の実施について、業務負担軽減等の観点から運用に関する見直しを行うとともに、国際蘇生連絡委員会(I L C O R)が取りまとめた「心肺蘇生にかかわる科学的根拠と治療勧告コンセンサス2015(C o S T R 2 0 1 5)」に基づき、平成27年10月に日本蘇生協議会が「J R C 蘇生ガイドライン2015」を公表したことを受けて、日本赤十字社においても救急法基礎講習の内容を見直す措置がとられたことから、これらの変更に対応し、救急法に関する最新の知識及び術技の修得を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の要点

(1) 本部長等が指定する救急法指導者の要件について、これまで、赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級又は同相当職にある者を指定するとしていたところ、これを改め、赤十字救急法指導員の資格を有する警察職員を指定することとした。

(2) 「第4 訓練の基準」について、初任科学生を対象とする救急法訓練の事項を次のとおり整理した。

ア 手当の基本の一部を「現場での留意点」から「協力者の要請・連絡・通報」に変更した。

イ 一次救命措置について、「反応(意識)の確認」及び「協力者を求める」を加え整理した。

別添

救急法訓練推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、警察における救急法訓練を効果的に推進するため、訓練推進体制及び訓練の基準等を定めることを目的とする。

第2 訓練の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次的な救命処置及び応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、術技の修得及び向上を図ることを目的とする。

第3 訓練推進体制の確立

1 訓練責任者

- (1) 本部長等は、各所属の長を救急法訓練の実施責任者（以下「訓練責任者」と言う。）に指定するものとする。
- (2) 訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画的かつ確実に実施する責を負う。

2 訓練推進責任者

- (1) 訓練責任者は、所属の職員の中から訓練推進責任者を指定するものとする。
- (2) 訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

3 救急法指導者

- (1) 本部長等は、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）に基づき、日本赤十字社都道府県支部（以下「日赤支部」という。）が実施する指導員養成講習等の課程を修了し、赤十字救急法指導員の資格を有する警察職員を救急法指導者に指定し、警務部教養課、警察学校及びその他必要と認められる所属に救急法指導者を配置するよう努めるものとする。
- (2) 救急法指導者は、それぞれの所属における救急法訓練指導に当たるとともに、警務部教養課の救急法指導者は、警察署等に対する計画的な巡回指導を行うものとする。

第4 訓練の基準

- 1 警察学校における初任科学生を対象とする救急法訓練は、下記の事項に関する知識及び術技の修得を目的とし、訓練の実施に当たっては、救急法指導者又は赤十字救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下で、日本赤十字社の「赤十字救急法基礎講習」教本及び「赤十字救急法講習」教本に準拠して行うものとする。

(1) 救急法の基礎知識

- ア 救急法の意義
- イ 救急法を実践する際の心得
- ウ 救命の連鎖

(2) 手当の基本

- ア 観察の基本
- イ 体位の基本
- ウ 傷病者への接し方

エ 協力者の要請・連絡・通報

(3) 一次救命処置

ア 一次救命処置の意義

イ 一次救命処置の手順（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）

ウ 心肺蘇生の意義

エ 反応（意識）の確認

オ 協力者を求める

カ 呼吸の確認

キ 胸骨圧迫

ク 気道確保

ケ 人工呼吸

コ 胸骨圧迫と人工呼吸との組合せ

サ 呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生

シ AEDを用いた除細動

ス 気道異物除去

(4) 応急手当

ア 急病の症状及び手当の基本

イ きず及び骨折の種類と手当の基本

ウ 各部のけがの種類と手当の基本

エ 特殊なけがの種類と手当の基本

オ きずの手当（止血、包帯）

カ 骨折の手当（固定）

キ 搬送

ク 救護（想定に基づく総合的な訓練）

2 訓練責任者は、職務内容に応じ必要と認められる警察官に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、救急法指導者の指導の下に、一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施するものとする。

3 警務部教養課長は、各所属における個々の救急法訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練実施のために必要な指導を行うものとする。

第5 救急法指導者の計画的育成等

1 本部長等は、救急法指導者を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対して、赤十字救急法指導員の資格の取得に必要な講習等を受講させ、救急法指導者の計画的育成に努めるものとする。

2 本部長等は、救急法指導者に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、赤十字救急法指導員の資格の継続に必要な日赤支部主催の研修会への参加を促すものとする。

第6 関係機関及び団体との連携

1 本部長等は、救急法訓練の実施に関し、日赤支部、医療機関等（以下「日赤支部等」という。）の関係機関及び団体との連携に努めるものとする。

2 訓練責任者は、必要と認められる場合には、日赤支部等の協力を得て、救急法の

指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

第7 その他

本部長等は、AEDトレーナー等の救急法訓練に必要な資器材の整備に努めるものとする。

別表省略